

ヘルパーステーションこはる 運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社ティー・エスが開設するヘルパーステーションこはる（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉介護サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションこはる
- (2) 所在地 北海道江別市緑ヶ丘58番地の1 安心住宅こはる内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容（指定訪問介護と指定介護予防訪問介護を兼務）は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）
 - ①管理者業務は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 2名（常勤・兼務1名・非常勤専従1名）
 - ①指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用申し込みに係る調整をすること
 - ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること
 - ③サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅支援事業所との連携に関すること
 - ④ヘルパーに対し、具体的な援助目標及び援助内容を支持するとともに、

利用者の状況についての情報を伝達すること

- ⑤ヘルパーの業務の実施状況を把握すること
- ⑥ヘルパーの能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること
- ⑦ヘルパーに対する研修、技術指導等を実施すること
- ⑧訪問介護及び介護予防訪問介護計画を作成すること
- ⑨指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供に当たること
- ⑩その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること

(3) 訪問介護員等 5名 (常勤換算)

訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする
- (2) 営業時間 24時間営業

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護が法定代理受理サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- (1) 身体介護 介護報酬の告示上の額
- (2) 生活援助 介護報酬の告示上の額
- (3) 介護予防 介護予防報酬の告示上の額

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業実施地域の範囲を超えた時点より5km未満 100円(片道)
- (2) 5kmすぎた地点から1kmごとに20円(片道)

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、江別市・札幌市厚別区・北広島市・空知郡南幌町とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、現に当該事業の提供を行っている時に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医あるいは適切な医療機関等に連絡し

適切な医療機関に連絡し適切な措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第9条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、その関係者等に連絡を行うと共に、適切な措置を行う。
- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に伴って、当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

- 第10条 利用者等の個人情報を含む訪問介護計画・各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき、個人情報の保護に努めるものとする。
- 2 個人情報の取り扱いに関する利用者からの、苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

- 第11条 従業者は、正当な理由もなく、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密をもらしてはならない。
- 2 事業所は、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持する。又、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約にその内容を定める。
- 3 前項の規程にかかわらず事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や、他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意をあらかじめ文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を提供できるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止担当責任者を選出し、虐待防止委員会を設置・開催する。
- 2 事業所は、従業者に対し虐待防止に関する研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(苦情処理)

- 第13条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- 3 事業所は、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは掲示を求め、又は当該市町村職員から指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、その改善の内容を当該市町村に報告する。
- 5 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合からの求めがあった場合には、その改善内容を、国民健康保険団体連合に報告する。

① 事業所の相談・苦情受付

担当者 管理者 伊藤 啓仁

電 話 0 1 1 - 3 7 5 - 6 0 0 6

② その他相談・苦情受付

・江別市介護保険課

住 所 北海道江別市高砂町6番地

電 話 0 1 1 - 3 8 1 - 1 0 6 7

・北海道国民健康保険団体連合

住 所 北海道札幌市中央区南4条西14丁目国保会館

電 話 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 5 6

(記録の整備)

第14条 事業所は、従業者、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する、次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- ① 訪問介護計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びにやむを得ない理由の記録
- ④ 市町村への通知に係る記録
- ⑤ 事故の状況、及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 事業者の従業員は、当該利用者から金品、その他の財産上の利益を供与してはならない。

3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社ティー・エスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成24年 2月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 4月18日から施行する。

この規定は、平成25年11月 1日から施行する。

この規定は、平成25年12月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 3月26日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 3月 1日から施行する。